

## 湯沢市川連漆器製品普及拡大支援補助金交付要綱

令和5年3月27日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、川連漆器製品普及拡大支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 川連漆器製品 昭和51年通商産業省告示第560号による製法又は当該製法を一部使用した製法若しくは応用した製法により市内で製造された漆器製品で、未使用のもの
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者が旅館業の用に供する施設
- (3) 飲食店 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者が飲食業の用に供する飲食店、喫茶店等の施設
- (4) 湯沢の地酒で乾杯セット 補助金により購入した川連漆器製品（以下「購入製品」という。）を食器として用い、市内の事業者が製造した稲庭うどん、いぶりがっこ及び酒類の全てを組み合わせ客に提供する飲食メニュー

(交付の目的)

第3条 この補助金は、宿泊施設又は飲食店を営む者が事業の用に供するため川連漆器製品を購入する場合に、その経費の一部を補助することにより、川連漆器製品の利用促進、販売の拡大及び知名度の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、日本国内に本店若しくは主たる事務所又は住所を有する法人又は個人で、宿泊施設又は飲食店（以下「補助対象施設」という。）を営み、補助対象施設において事業の用に供するため川連漆器製品を購入する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 同一年度において、既にこの告示の規定による補助金の交付を受けた者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者
  - (4) 市税（市外の事業者にあつては、当該事業者が住所又は主たる事務所を置く市区町村の税）を滞納している者
- （補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が購入した川連漆器製品を市長が定める期間に事業の用に供し、かつ、当該事業の用に供した旨を補助対象施設の店頭表示（事業所の内外に設置する看板、注意書き、ポスター、メニュー表示、配布用の品書き等をいう。以下同じ。）、広報宣伝媒体（パンフレット、チラシ等これらに類する印刷物及びインターネット上のウェブサイト、動画等の情報で、事業所の広報宣伝のため広く外部に配布又は公開するものをいう。以下同じ。）等を介して公表する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象施設において事業の用に供するものとして川連漆器製品を購入するために要した費用のうち、消費税及び地方消費税並びに運搬、設置等に係る諸経費を除いた経費とし、総額5万円以上を対象とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が定める期間において湯沢の地酒で乾杯セットを提供する者については、同項に定める額に5万円を加算するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、川連漆器製品普及拡大支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 川連漆器製品普及拡大支援補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 購入を予定している川連漆器製品の見積書の写し
- (3) 購入を予定している漆器製品が川連漆器製品であることを川連漆器の産地組合（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項に規定する特定製造協同組合等をいう。以下同じ。）が証明した書類
- (4) 補助対象施設の営業許可書の写し
- (5) 法人にあつては、第1項の申請を行う日（以下「申請日」という。）の直近の確定申告等（法人税法（昭和40年法律第34号）第74条第1項に規定する申告書の提出、所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第1項に規定する申告書の提出又は地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の2及び第317条の2に規定する申告書の提出をいう。以下同じ。）に係る決算報告書の写し、個人にあつては、申請日の属する年の前年の売上高に係る確定申告等において作成した青色申告決算書又は収支内訳書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、川連漆器製品普及拡大支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請者は、購入製品を購入後3年以上使用すること。
- (2) 申請者は、購入製品の一部又は全部が購入後3年以内に破損又は紛失により使用不能となつたときは、その理由等を明示した上で、直ちに市長に報告すること。
- (3) 申請者は、補助金交付の翌年度から5年間、補助金の交付に関する書類、会計帳簿、通帳等を保存すること。
- (4) 市長は、前3号に掲げるもののほか、申請者がこの告示の趣旨に反した購入製品の使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供した事実を認めたときは、前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、申請者は、当該交付決定により交付を受けた補助金の全額を返還すること。
- (5) 申請者は、購入製品を使用に供したときは、その旨を補助対象施設の店頭表示、広報宣伝媒体等を介して公表し、当該公表を実施した旨を市長に報告す

ること。

(6) 市長及び川連漆器の産地組合は、この告示の目的を達成するため、申請者の承諾を得て、補助対象事業の内容を公表することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 川連漆器製品普及拡大支援補助金事業実施調書（様式第4号）

(2) 購入製品の写真

(3) 購入製品に係る領収書の写し

(4) 購入した漆器製品が川連漆器製品であることを川連漆器の産地組合が証明した書類

(5) 第7条第2項に規定する加算をした者にあつては、湯沢の地酒で乾杯セットを提供したことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(物品等の管理)

第11条 補助事業者は、購入製品の管理状況を明らかにし、物品台帳を整備し、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 市長は、購入製品の維持管理について必要に応じ監査、指導を行い、改善勧告することができる。

(補助事業の報告等)

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助金を交付した年度の翌年度から3年間、購入製品の利用状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。